

昭和39年8月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話(あびこ)421-1422-242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日

広報

あびこ

8月の納税は

町・県民税 2期分です
国民健康保険税

8月31日午前9時から午後4時まで興陽寺と商工会館で出張徴収をしますからご利用ください

ことしも基本選挙人名簿の調製時がやってきました。
選挙人名簿は、選挙権のあるものをあらかじめ登録しておいて投票のときこれと照合して選挙の公正をはかるためにくるもので、毎年九月十五日現在で選挙人の登録資格を調査して作ります。

名簿に登載されることは

成人になって選挙権を得たもので、この名簿に登載されたものので、この名簿に登載されないと、実質的な権利はありません。

選挙権を行使し、政治に参

加するばあいの絶対要件で

あるのです。

選挙管理委員会では、こ

の名簿の調製にあたり、あ

なたの選挙権を確保して

おくために、またより正確

な選挙を把握するため

(公証人)

「公証人」とか「公証

役場」ということはば

だれでも耳にしたことがあ

ります。

(公証人)

はわたくしたちの生活に

関わっています。公証人

は現行の公証人法施行の

日にあたりますので、こ

の機会に公証制度の利用

をおすすめいたします。

(公証人)

弁護士の経歴を有する法

律専門家のうちから法務大

臣によって任命され法

務大臣の指定した地に役

務を設け、公証事務をお

こなっています。公証人

が、その取り扱いが判らなくな

つたり、その内容が法律によ

る正しいものかどうかにつ

て公正証書の原本とし、必

られます。

解説 契約関係など明確

公証人制度の利点

ことしも基本選挙人名

簿の調製時がやってきま

た。

選挙人名簿は、選挙権の

あるものをあらかじめ登録

しておいて投票のときこれ

と照合して選挙の公正をは

かるためにくるもので、

毎年九月十五日現在で選挙

人の登録資格を調査して作

ります。

調査票は各世帯に用紙を配

布してこれを記入して頂き

名簿調査の基礎資料にいた

します。

調査票の記入は名簿に登

載される資格者で次の要件

を備えているものです。

①日本国民で九月十五日の

誕生日を有するに至つ

ます。

②月三十一日までに名

簿を作りおわります。

③左の名簿に該当しないも

のを申し立をし

ます。

この調査は九月中に終

ります。

り、十月三十一日までに名

簿を作りおわります。

④左の名簿に該当しないも

のを申し立をし

ます。

この調査は九月中に終

ります。

り、五月から十五日間皆さんに

おみせします。この期間を過

ぐと、異議の申し立てをし

てください。その期間を過

ぐると、異議の申し立てをし

てください。その期間を過

